

※2. の赤字内容を変更いたしました。

タイ・日本企業間コラボレーション支援（ライフスタイル分野）

専門家公募について

2012 年 6 月 7 日

独立行政法人日本貿易振興機構

副理事長 横尾 英博

日本貿易振興機構（ジェトロ）は、タイ企業と日本企業との間でのコラボレーションを支援する事業を実施しています。今回はライフスタイル分野にて、ジェトロとタイ国政府商務省国際貿易振興局（DITP）とが選定した「タイ・パートナー候補企業（以下「候補企業」）に対し、現地で個別評価・指導ならびに、日本市場に関するセミナー講演を行う専門家最大 4 名の派遣を予定しています。

ご関心のある方は下記公募内容をご確認のうえ、ご応募ください。

記

1. 業務内容

候補企業が日本企業とのコラボレーション（商品の共同開発、販売先の開拓、OEM 受注等）を促進するために、現行商品の個別評価やマーケティングの見地による指導を行う。またタイと日本の企業間コラボレーション促進のためのセミナー（日本およびタイにて 1 回以上ずつ）にて講演する。派遣に関わる具体的な活動内容は次のとおり。

（1）国外での業務：7 月

<派遣国タイ：可能性調査と各企業分析業務>

- ① バンコク、チェンマイなどの都市にある DITP 事務所にて、候補企業に対しコラボレーションの可能性についての個別評価と指導。（各専門家の評価・指導対象企業については以下「2.」を参照）
- ② バンコク、チェンマイなどの都市において、タイ中小企業を対象とした日本市場のマーケティング手法（サイズ・色・パッケージ、PR 活動を含む）に関するセミナー（ワークショップ）にて講演する。（1 回以上）
- ③ ①、②の活動に関し、帰国後、各企業・製品情報を明記した報告書を作成する。なお報告書には、コラボレーションの可能性（（i）目指す市場・可能性のある販路（日本・タイ・その他の国）（ii）協業相手となる日本企業の分野・業種・具体的な企業名の提案）を明記すること。
- ④ その他本事業遂行に必要な業務。

（2）国内での業務：9 月（予定）

<情報発信セミナーの開催（於：東京ほか）>

- ① 9 月上旬に、東京ほかにてジェトロが開催するセミナーにおいて、（1）にて作成した報告書

に基づき、日タイ企業間コラボレーションの可能性について日本企業に対して発信する。(1回以上)

② その他本事業遂行に必要な業務。

2. 対象企業

ライフスタイル分野 候補企業全 58 社

各専門家は以下のカテゴリーに基づき、評価・指導対象企業を分担する。

「ファッション」 関連企業 15 社（アクセサリー、テキスタイル製品等）

「インテリア」 関連企業 22 社（家具・寝具、セラミック・陶器、造花・生花等）

「生活雑貨」 関連企業 10 社（文房具、家庭用小物、キッチン用品等）

「スキンケア」 関連企業 11 社（石鹸・シャンプー等のバス関連製品）

※ 業務実施が可能な分野が複数ある場合は、実績の高いものから順に応募書類②に記入のこと。その内容を参考に、面接等を踏まえ、ジェトロにて各専門家の評価・指導対象企業を決定する。

※ 当該分野の候補企業情報についてはジェトロ途上国貿易開発部アジア支援課（TEB@jetro.go.jp）まで問い合わせください。

3. 派遣先国・地域（予定）

タイ（バンコク、チェンマイおよびその他の都市）ならびに、国内各所（東京ほか）

4. 募集人数

最大 4 名

※ 現地での活動および国内活動（セミナー）では専門家は同一行動の予定。

5. 派遣形態

ジェトロと本人（もしくは所属企業・団体等）が専門家派遣協定書を締結する業務委託方式

6. 業務従事期間（予定）

（１） 国外業務 2012年 7月上旬 1週間程度

（２） 国内業務 2012年 9月上旬 3日間程度

※ 業務従事時期、期間、回数は変更の可能性があります。

7. 応募資格

（１） 必須条件

- ① 事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- ② 当該専門分野での業務経験が3年以上であること。
- ③ 事業へ積極的に参加する姿勢があり、自分の能力発揮に意欲的であること。
- ④ 健康状態が良好であり、業務を遂行する上で支障がないこと。
- ⑤ 本応募に関し、所属先がある場合は所属元の了解が得られていること。
- ⑥ 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- ⑦ 本事業及び他ジェトロ事業で派遣実績のある場合、派遣期間中に指導内容、指導姿勢等に重大な問題、または事務手続き、業務報告等に重大な問題を起こしていないこと。

(2) 選考にあたっての評価ポイント

- ① 当該分野に精通しており、高度な専門的知見を有していること。
- ② 当該専門分野での海外指導経験を有することが望ましい。
- ③ 日常会話程度の英語力があること（ただし指導時は日本語・タイ語の通訳を配置する）。
- ④ 当該分野に関わる日本企業の動向を把握していること。
- ⑤ 当該専門分野での業務経験年数を重視する。

8. 待遇

<国外業務>

ジェットロの規程に基づく宿泊費、日当および、謝金（20,000 円／日）を支給、また本邦・当該国の都市間航空券（往復）を現物支給する。

<国内業務>

ジェットロの規程に基づく宿泊費、交通費、日当および、謝金（セミナー時間に基づき支給する）を支給する。

9. 応募方法・選考手続き

- (1) 応募必要書類（①、②）にご記入の上、2012 年 6 月 21 日（木）12:00 までに下記のアドレスに電子メールで提出（郵送の場合は必着）のこと。
- (2) 書類選考の後、面接（日時は別途調整）を経て採否を決定する。なお面接に係わる交通費は支給しない。
- (3) 選考結果については採否のみを応募者本人に通知する（採否理由は開示しない）。また提出書類は返却しない。

10. 応募書類

履歴書（応募書類①、②）

※専門分野や関連業務の経験などを総合的に判断した上で選定しますので、できるだけ詳細に記入をお願いします。

11. 応募期間

2012 年 6 月 7 日（木） ～ 2012 年 6 月 21 日（木）12:00 必着

12. 個人情報の取り扱い

この公募に関してご記入いただいた個人情報は、専門家選考および派遣手続きのために利用します。

13. その他

契約期間は契約締結日から 2013 年 3 月 29 日までとします。

14. 添付書類

応募書類①、②

15. 応募先・担当部課

ジェットロ 途上国貿易開発部アジア支援課（担当：大森、田辺、阿部）

E-mail：teb@jetro.go.jp

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

※電話、FAX でのお問い合わせは受け付けませんのでご了承ください。

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのＯＢの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）